

第5回 鈴鹿市景観審議会専門部会 議事要約書

- 1 日時：令和6年1月30日（火）13時30分から14時30分
- 2 会場：鈴鹿市役所 本館12階 1202会議室
- 3 出席者：
（景観審議会専門部会員）
岡本肇（会長、オンライン）、大野研、木下誠一、森日出子、打田真介
（事務局）
都市計画課長 齋藤鎮伸
都市計画課計画・景観グループリーダー 川口仁志
同グループ 鈴枝寛規、岩井佑樹
- 4 議題等：鈴鹿市景観計画の改定について
- 5 傍聴の可否：可
- 6 傍聴者：0名
- 7 議事録署名人：木下委員、打田委員
- 8 配布資料：第5回鈴鹿市景観審議会専門部会 事項書
鈴鹿市景観計画（最終案）
資料2-1、2-2、2-3
資料3
第5回鈴鹿市景観審議会専門部会 出席者名簿
- 9 審議会の内容（要約）

事務局（課長）

定刻になりましたので、只今から第5回鈴鹿市景観審議会専門部会（以下「専門部会」といいます。）を開催します。本日の専門部会は、円滑な部会開催のため会長がオンラインで参加していることを報告します。本日の専門部会では、市議会への説明及びパブリックコメントの実施結果を踏まえた計画最終案についての説明を行い、皆様から意見を頂ければと考えています。当専門部会での意見は、鈴鹿市景観審議会へ報告を行い、次回の審議会で答申を受けたいと考えています。委員の皆様には専門的な見地からの意見をお願いします。最初に配布資料の確認をします。

- ・ 事項書
 - ・ 鈴鹿市景観計画（最終案）
 - ・ 資料2-1～2-3
 - ・ 資料3の4点ですが、過不足等があったら事務局までお願いします。
- 本会議の議長は、鈴鹿市景観審議会の部会の運営に関する要領第5条第2項の

規定により、岡本会長にお願いします。なお、本専門部会は議事録作成のため、会議を録音します。それでは、岡本会長、議事進行をよろしくお願いします。

議長（会長）

それでは規定により私が議長を務めます。本日は専門部会委員数5名中5名の委員に出席をいただき、過半数に達しているので、鈴鹿市景観審議会の部会の運営に関する要領第6条第2項の規定により、専門部会は成立していることを報告します。なお、本日の傍聴者はいません。

議事に先立ち、鈴鹿市景観審議会規則第6条に基づき、議事録署名人を2名指名します。本日の議事録署名人は打田委員と木下委員になります。

それでは、お手元の事項書に基づき、議事を進めます。議題（1）鈴鹿市景観計画の改定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議題1 鈴鹿市景観計画の改定について説明します。

まず、前回の振返りをを行います。令和5年10月27日に開催した前回の専門部会での意見・質問等を報告します。

「太陽光発電施設・パネル・太陽光パネルという文言が出てくるが、使い分けはあるか。」という質問に対し、「太陽光発電施設は、躯体から太陽光パネルまでの一体となっている施設全体を指します。パネルと太陽光パネルは同じものを意味するので、文言を統一します。」と回答しました。続いて、「DX という文言に注釈を付けた方がいいと思う。」という意見に対しては、「対応します。」と回答しました。また「DX の推進に付随して、アンテナ等が今後増加していくことはないか。」という質問に対しては、「10mを超えるようなアンテナは届出対象行為としているので、これらの施設が設置される場合には、色や圧迫感の軽減等について協議を行い、景観に配慮した施設の設置を促していきます。」と回答しました。

続いて、専門部会後の主な会議等について説明します。第4回専門部会のあとは、11月10日に第17回景観審議会、11月13日には鈴鹿市議会全員協議会、そして、11月24日～12月25日にかけて、計画に対して市民から意見を求めるパブリックコメントを実施してきました。各会議等で出された意見と行政からの回答を資料2-1～2-3として添付しています。その中で主だったものを説明します。

なお、資料の中のページ数は、パブリックコメント等のページ数ではなく、最終案のページ数に変更していますので、予めご承知おきください。

まず、景観審議会から出た意見について説明します。「景観特性として写真が

たくさん載っているが、これは推奨される景観の写真を掲載しているのか。」という質問に対しては、「景観計画に掲載している写真は、推奨すべき良好な景観を例示したものとなっています。」と回答しました。続いて、「鈴鹿市の基準は、先進自治体の太陽光発電施設の基準と比べてどうか。また、市内の既存の太陽光発電施設は今回定めた基準に適合しているか。」という質問に対して「基準はほぼ先進自治体と同程度となっていますが、高さの基準は、先進自治体を参考にしつつ、鈴鹿市に合うように内容を変えています。2点目については、市内のほとんどの施設が基準に適合しています。」と回答しました。また「新しい景観づくりを行っていくことについては、具体的にどのように考えているか。」との質問に対して、「例えば、多くの市民の方が写真を撮りに来るようなスポットがあれば、それが市民の考える良い景観だと捉えて、新しい景観として取り扱っていかうと考えています。」と回答しました。

続いて、鈴鹿市議会全員協議会で出た主な意見について説明します。「地区別景観づくり計画は2024年4月時点で4つの地域に策定と記載されているが、その内容はどこに記載されているのか。」という質問に対しては、「本計画書には全体計画に関する部分を記載し、地区別景観づくり計画は別途ホームページに掲載して周知しています。」と回答しました。続いて、「今回の改定において、地域に相応しくない色彩については指導できるような改定となっているか。」という質問に対しては、「今回の改定では色の塗替え時におけるアクセント色の使用はすべて届出対象に改定したので、今後はアクセント色に対する指導ができるようになります。」と回答しました。

続いて、パブリックコメントの意見について、その概要を説明します。

届出対象行為に付随して太陽光発電施設を設置する際は、太陽光発電施設の設置に関する景観形成基準への適合も必要になるということに対し、「都市マスタープランの再生可能エネルギー推進の立場からのコメントも入れていただきたい。」という意見がありました。これに対して、「2ページにカーボンニュートラル社会の実現に向け再生可能エネルギーの普及が進んでいる旨を記載しています。」と回答しました。続いて、太陽光発電施設を設置する際の景観形成基準について、「周辺環境へ影響を与えない基準を明確にすべき。」との意見に対し、「定量指標を設けることが困難であることから、個々の案件ごとに良好な景観の形成に向けた景観協議を実施していきます。」と回答しました。

続いて、「営農型の太陽光発電施設の高さについて、【できるだけ低く】から【適切な高さ】とすべき」という意見に対しては、「景観的には人工物はできるだけ目立たないことが望ましいと考えており、個々の案件ごとに良好な景観の形成に向けた景観協議を実施していきます。」と回答しました。続いて、「植栽や目隠しフェンスなどを配置するという文言に対し、事業者に変な負担になるため

削除願いたい。」という意見に対しては、「植栽や目隠しフェンスの設置は、道路等から見えにくくする手段の1つであることを踏まえて、「植栽や目隠しフェンスを配置するなど、道路等から見えにくくする。」に修正します。」と回答しました。なお、この意見を踏まえて、景観計画の一部修正を行いました。続いて、太陽光発電施設に対する景観協議に対しての意見がありました。「太陽光発電施設に対する景観協議は、周辺住民と事業者の無用の対立する根拠になりかねず、過度の条件設定は大きなトラブルにつながりかねないと懸念する。」という意見に対し、「景観計画は、良好な景観の保全・創出に向けた基本的な方針を定めたものです。景観は公共財産であり、太陽光発電施設は設置する際には、景観に配慮した施設の設置に協力を求めています。」と回答しました。続いて、街路樹についての意見です。「鈴鹿市内にある街路樹のほとんどはブツ切りになっており、景観が良いとは言えない。良好な街路樹を形成することが良好な景観を形成するために必要ではないか。」という質問に対しては、「街路樹については、周辺住民等との協働による適正な維持管理に努めています。」と回答しました。

以上が景観計画の改定案に対して提出された意見になります。

最後に、今後のスケジュールについて説明します。本日の専門部会を経て、2月14日に開催予定の都市計画審議会及び景観審議会に対して、景観計画改定案の諮問を行います。

なお、両審議会への諮問は、それぞれ景観法及び鈴鹿市景観づくり条例の規定によるものです。景観法においては、景観計画の変更するときは、その内容について都市計画審議会の意見を聴かなければならない旨の規定があり、また、鈴鹿市景観づくり条例においては、景観計画を変更するときはその内容について景観審議会の意見を聴かなければならない旨の規定があります。

両審議会からの答申を受けた後、令和6年4月より新景観計画の運用を開始したいと思います。専門部会の委員の皆様におかれましては、令和4年8月8日の第1回専門部会から約1年半にわたり御審議いただきありがとうございました。

以上で議題1 鈴鹿市景観計画の改定についての説明を終わります。

議長（会長）

質問、意見あったら発言をお願いします。

大野委員

鈴鹿市議会全員協議会での意見（資料2-2）のNo.6の意見について、この意見は、アクセント色に関する意見ではないのではないか。

事務局

今回の色彩の変更に関する変更はどのような内容か、という質問であり、色彩の変更の際の届出対象行為の基準を変更するもので、アクセント色を用いた色彩の変更は必ず届出対象となる、ということを回答しました。

大野委員

質問の概要として、地域にふさわしくない色彩に対して（アクセント色の使用の如何に関わらず）指導ができるようになるか、ということではないのか。

事務局

概要の記載であるため、資料には記載していませんが、基準内となっているものは指導できない旨を会議において説明しています。

大野委員

パブリックコメント（資料 2-3）の No. 14 の意見について、フェンスの設置が事業者への過度な負担になるとは思わない。原文のまま残してもよかったのではないか。

事務局

フェンスの設置で逆に景観が悪化することもあり、事務局としては「道路等から見えにくいような配慮について協議を行う」ということを趣旨とする文章でしたが、意見提出者はフェンス設置を義務と捉えていたため、誤解を招かないように文書を変更しました。

大野委員

（資料 2-3 の No. 11 の意見について）営農型の太陽光発電施設については、意見があったとおり、あまり低すぎるのも作業効率に影響が出てしまうと思う。

事務局

営農型の太陽光発電施設について、施設の下で作る作物によって、必要な高さが変わってきます。計画書にも記載のとおり、営農に支障のない範囲でできるだけ施設の高さを低くすることを書いています。

景観として人工物は目視できない状況が望ましいと考えており、景観協議を行いながら、良好な景観の形成を行っていきます。

大野委員

（資料 2-3 の No. 8 の意見について）太陽光パネルの色彩は、自然の中で黒や

紺のパネルがあることで逆に悪目立ちする可能性があるので、ケースバイケースで考えていくのが良いと思う。

事務局

計画書の内容は、太陽光パネルの色彩を黒や紺に限定するものではなく、目立たないようにするというところに重きが置かれたものです。こちらについても、事業者と協議を行いながら、状況に応じた判断をしていきたいと考えています。

議長（会長）

意見が出尽くしたようですので、ここで意見をまとめます。専門部会を5回にわたり開催し、改定内容を審議してきましたが、本日説明のあった最終案を当専門部会として原案のとおり認めることしたいと思います。よろしいですか。

（異議なしの確認）

それでは、当専門部会は最終案を適当と認めますので、事務局は景観審議会へ報告してください。続いて、事項書（2）その他について、事務局、説明をお願いします。

事務局

（2）その他事項として、「#自分だけの1コマ」写真展について報告します。

令和4年10月1日から令和5年8月31日にかけて、Instagramなどを用いて、景観計画に使用する写真を募集してきました。この企画において、数多くの写真の提供をいただいたことから、投稿のあった景観の写真を展示する写真展を開催します。日時は、令和6年3月4日（月）～3月8日（金）8時30分～17時15分、場所は、鈴鹿市役所1階市民ギャラリーです。展示品としては、「#自分だけの1コマ」を付けてInstagramに投稿された良好な景観100点及び景観に関する啓発パネルを予定しています。

ここで、事前に会長に選んでいただいた写真を紹介します。

（写真披露）

委員の皆様に出選いただいた写真と事務局で選出した写真の合計100点の写真を展示する予定です。

以上で、（2）その他事項の説明を終わります。

議長（委員長）

質問、意見があったら発言をお願いします。

議長（委員長）

ご意見等ないようなので、（２）その他事項については以上とします。これで本日の議事はすべて終了しました。本日の審議をもって当専門部会の目的であった鈴鹿市景観計画の改定案をまとめることが出来たので、鈴鹿市景観審議会の部会の運営に関する要領第７条第３項の規定により専門部会を解散します。委員の皆様には、約１年半の期間において活発な審議をいただきましたので、良い改定案を策定することができたと考えており、感謝申し上げます。それでは、進行を事務局へお返しします。

事務局（課長）

岡本会長ありがとうございました。岡本会長をはじめ、委員の皆様には、お忙しいなか、鈴鹿市景観計画の改定について活発なご審議をいただき誠に感謝申し上げます。おかげさまで、これからの鈴鹿市に有益となる計画を策定できたと自負しています。それでは、これをもって本日の専門部会を終わります。約１年半にわたりご協力ありがとうございました。

上記のとおり、第５回鈴鹿市景観審議会専門部会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議事録署名人２名が署名する

署名人 木下 誠一【原本は自署】

署名人 打田 真介【原本は自署】